

袴田さん 再審認めず

即時抗告審で東京高裁

静岡地裁の決定覆す

一九六六年に静岡県清水市（現静岡市清水区）で一家四人が殺害された強盗殺人事件で死刑が確定し、静岡地裁の再審開始決定で釈放された袴田巖さん（八二）＝浜松市中区＝の第二次再審請求即時抗告審で、東京高裁（大島隆明裁判長）は十一日、再審開始を認めた静岡地裁の決定を取り消し、請求を棄却する決定をした。弁護団は決定を不服として最高裁に特別抗告する。

高裁は袴田さんの「年齢や健康状態などに照らすと、再審請求棄却決定が確定する前に、拘置執行停止の裁判を取り消すのは相当である」とは言い難い」として、直ちに再収監することは認めなかった。死刑囚の再審開始決定が取り消されたのは、名張毒ぶどう酒事件（第十次再審請求が審理中）などに続き三例目。



袴田巖さん＝11日、浜松市中区で

二次請求では、静岡地裁が二〇一四年、犯行着衣とされた衣類の血痕を「袴田さんのものではない」としたDNA型鑑定の有効性を認め、再審開始と釈放を決めたが、検察側が反発。即時抗告審では主に鑑定の検証に約四年が費やされた。